平成２５年（再イ）第２２号
大阪府豊中市稲津町１丁目10番21号
再生債務者　前田　勝悟
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月30日まで
平成25年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第４４号
大阪市住之江区中加賀屋４丁目５番12号マンション瀧幸401
再生債務者　大場　正嗣
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月30日まで
平成25年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３２号
北海道旭川市永山１条17丁目２番11号
再生債務者　鈴木　満
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月28日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月１日まで
平成25年４月３日　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６４号
新潟市南区大通黄金２丁目４番地４
再生債務者　田中　直樹
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年４月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月23日まで
平成25年４月２日　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第２号
三重県津市高茶屋５丁目10番35号
再生債務者　藤松　浩二
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年５月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年４月３日　津地方裁判所再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１号
和歌山県有田市初島町里1865番地１
再生債務者　松本　純
1　決定年月日時　平成25年４月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月８日から平成25年５月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第４５号
大阪市西淀川区大和田１丁目３番６―903号
再生債務者　中谷健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市上依知214番地６
再生債務者　馬場　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年３月 29 日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　太田　昭宏

目次中「第30条」を「第27条」に、「第31条」を「第28条」に、「第32条」を「第29条」に、「第33条」を「第30条」に、「第34条・第35条」を「第31条・第32条」に、「第36条・第37条」を「第33条・第34条」に改める。
第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。
三　出産費附加金
四　家族出産費附加金
第17条第１項第８号から第11号までを削る。
第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。
第20条及び第21条を次のとおり改める。
（出産費附加金）
第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。
（家族出産費附加金）
第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。
第24条中「休職になった日から３年（傷病手当金附加金支給期間が１年に満たない場合は、傷病手当金附加金支給開始後１年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。
第25条から第27条までを削る。
第28条を第25条とし、第29条から第31条までを３条ずつ繰り上げる。
第32条第１項の表中「$\frac{37.80}{1,000}$」を「$\frac{43.90}{1,000}$」に、「$\frac{6.01}{1,000}$」を「$\frac{6.41}{1,000}$」に、「$\frac{35.00}{1,000}$」を「$\frac{41.20}{1,000}$」に、「$\frac{40.60}{1,000}$」を「$\frac{46.60}{1,000}$」に、「$\frac{75.60}{1,000}$」を「$\frac{87.80}{1,000}$」に、「$\frac{12.02}{1,000}$」を「$\frac{12.82}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{37.80}{1,000}$」を「$\frac{43.90}{1,000}$」に、「$\frac{6.01}{1,000}$」を「$\frac{6.41}{1,000}$」に、「$\frac{40.60}{1,000}$」を「$\frac{46.60}{1,000}$」に改め、同条を第29条とする。
第33条を第30条とし、第34条を第31条とする。
附則第７条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。
附則第８条第２項中「第35条」を「第32条」に改める。
別表中支部の名称の欄中「北海道開発局本局支部」を「北海道開発局支部」に改め、同表中

「北海道開発局札幌開発建設部支部	北海道開発局札幌開発建設部長	札幌市中央区	
北海道開発局函館開発建設部支部	北海道開発局函館開発建設部長	函館市	
北海道開発局小樽開発建設部支部	北海道開発局小樽開発建設部長	小樽市	
北海道開発局旭川開発建設部支部	北海道開発局旭川開発建設部長	旭川市	
北海道開発局室蘭開発建設部支部	北海道開発局室蘭開発建設部長	室蘭市	
北海道開発局釧路開発建設部支部	北海道開発局釧路開発建設部長	釧路市	を削る。
北海道開発局帯広開発建設部支部	北海道開発局帯広開発建設部長	帯広市	
北海道開発局網走開発建設部支部	北海道開発局網走開発建設部長	網走市	
北海道開発局留萌開発建設部支部	北海道開発局留萌開発建設部長	留萌市	
北海道開発局稚内開発建設部支部	北海道開発局稚内開発建設部長	稚内市	」